令和5年度 共同利用方式の推進及びマルチベンダにおけるシステム間連携の検 証事業 公募要項

令和5年5月30日 デジタル庁

第1 趣旨

現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行を行うための検証事業(「ガバメントクラウド早期移行団体検証事業」)を実施している。並行して、地方公共団体のガバメントクラウド利用の更なる推進を図るための検証等の取組に積極的に参加するベンダを公募する。

採択ベンダは、地方公共団体の標準準拠システム及び関連システムを模した検証環境をガバメントクラウド上に構築し、複数の地方公共団体が共同利用方式でガバメントクラウドを利用する際の効率的な運用やシステム間連携等のノウハウの蓄積を目的とした共同利用方式の推進及びマルチベンダにおけるシステム間連携の検証(以下「本事業」という。)を実施する。なお、本事業に係るガバメントクラウド利用料については、国が負担することとする。

第2 事業の概要

- 1. 公募する事業の概要
- (1) 対象ベンダ

令和5年8月~12月の間にガバメントクラウドを利用開始希望し、検証期間が終了する令和6年3月31日までに利用した環境・システムの停止、データの消去を行うことができるベンダであること。

※本事業においてはシステム間連携の検証を効率的に行うため、複数ベンダでの共同での応募も可とする。

※本事業において取り扱うデータは機微情報に該当しないダミーデータの利用を前提とする。そのためガバメントクラウドへの接続は、インターネット VPN による接続を可とする。

- (2) 対象業務システム
 - ①標準準拠システム(標準化基準(標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準をいう。)に適合する基幹業務システムをいう。) 但し、今後、標準準拠することを前提に、標準準拠前のシステムを対象とすることを妨げない。
 - ②関連システム (標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であるとベンダが判断するシステムをいう。)
 - ※本事業で使用するデータは、ダミーデータとすること。
- (3) 検証内容

公募採択ベンダは、以下に挙げる検証項目から取捨選択し、ガバメントクラウドの利用促進に向けた検証を実施する。

- ・複数の団体によるガバメントクラウドの利用環境(共同利用方式)を想定した検証を実施する。(以下「共同利用方式の検証」という。)
- ・マルチベンダにおけるガバメントクラウドの利用環境を想定したシステム間のデータ連携等について検証を実施する。(以下「マルチベンダにおけるシステム間連携の検証」という。)

(4) 検証項目

公募採択ベンダは、共同利用方式の検証については、以下のアからエまで、マルチベンダにおけるシステム間連携の検証については、以下オからキまでを取捨選択する。複数項目の検証も可とする。

- ア. 複数団体分離構成の検証
 - ・アカウント分離、ネットワーク分離、アプリケーション分離等による分離手法の検 証
- イ. 運用管理環境の検証
 - ・効率的に複数団体を運用管理する環境の検証
- ウ. 効率的な運用方法の検証
 - ・ 効率的な運用方法、人員配置等の検証及び按分費用算出方法の検証
 - ・リソース量に応じた按分費用算出の考え方及び方法の検討
- エ. セキュリティ監査方法(セキュリティポリシーガイドラインへの対応確認)の検証
- オ. 他社システムとのデータ連携における協議事項、設定事項の検証
 - ・権限設定・連携のタイミング等ベンダ間協議事項の検討及び検証
 - 連携設定の推奨構成についての検証
- カ. 他社システムとのデータ連携(ファイル連携、API 連携)の検証
 - ・他社システムとのファイル連携及び API 連携の検証
 - ・オンプレ環境とのデータ連携検証
- キ. データ連携における認証基盤の検証
 - ・認証認可基盤のリファレンスの作成
 - ・認証認可基盤を利用した構成の検討及び連携の検証

2. 応募要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1)「地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年10月7日閣議決定)」、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」の内容を理解していること。特に「4.2 ガバメントクラウド個別領域の使途等」に定めるとおり、「当該ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等は、検証及び本番稼働、災害対策等の地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うための利用に限って提供されるものであることから、ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は標準準拠システム等の開発行為等専ら ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の利益になる行為に利用してはならない」という点を踏まえ、本公募に応募するベンダは、提供されたガバメントクラウド上において、標準準拠システム等の開発行為等、その他利益になる行為を行ってはならない。
- (2) 応募前に、本事業についてデジタル庁とヒアリング会議を実施するなどして、十分に 本事業内容を理解していること。
- (3)「ガバメントクラウド手続き概要」に記載のとおり、コスト削減や効率性等の観点から、

原則として、Replatform以上のパターンでガバメントクラウドへ移行した検証環境を構築すること。Replatformとは、具体的には「運用監視/セキュリティ、RDBをマネージドサービス化(仮想サーバ(AWS の場合の EC2 が該当)を立てない)」及び「共有ストレージ(ファイルサーバ)をオブジェクトストレージ化(AWS の場合の S3 が該当)」を想定している。

- (4) デジタル庁及び検証受託事業者と連携を密にし、検証に協力すること。
- (5) 本事業は「第2 1.(4) 検証項目」の検証を行うことを目的として、「第3 1.(2) 応募に必要な資料」に示す検証事業計画書に基づいて実施するものであり、採択ベンダ の情報システム (ガバメントクラウド上に構築されたものを含む。) の運用については当 該採択ベンダが一義的に責任を有していることを了承すること。
- (6) 連携先となるシステムのベンダ(共同応募も可とする)と予め協議・調整の上、業務システムを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携先となるシステムのベンダ(共同応募も可とする)に予め本公募要項の記載内容を理解させた上で行うこと。応募の際に、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPが未定である場合は、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPを決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。
- (7) 採択された際には、検証事業計画書が公開されることに了承すること。なお、個人情報、ベンダ及びガバメントクラウド運用管理補助者・ASPのノウハウ、セキュリティに関する部分等について、一部情報を削除・修正する必要がある場合は、該当箇所及び削除・修正理由を明記したうえで、削除・修正した資料も併せて提出すること。
- (8) その他
 - ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択ベンダへの現地調査を実施する場合があるため、デジタル庁の求めに応じて、受け入れること。
 - ・採択ベンダの担当職員は、事業実施状況を把握し、デジタル庁の求めに応じて、オンライン会議等の手法により、デジタル庁へ報告すること。
- 3. 採択ベンダ数

採択ベンダ数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。本事業は多くのベンダによる検証実施が効果的と考えるため、「第3 2.(2)選定のポイント」を満足するベンダを幅広く採択する想定である。

第3 応募手続

- 1. 応募手続
- (1) 応募者

ベンダ

※複数のベンダが共同で応募することも可とする。

(2) 応募に必要な資料

検証事業計画書(必須記載事項については次のとおりとする。様式は指定しない。)

- ① 応募ベンダ名
- ② 応募ベンダ代表者氏名
- ③ 応募ベンダ担当者名(所属・役職・氏名)と連絡先(電話・Eメールアドレス)
- ④ 応募ベンダのシステムの現況(システム類型番号一覧表による分類、システム提

供事業者名、パッケージの場合はその名称等)

- ⑤ ガバメントクラウドの利用を希望する合理的な理由、利用開始希望時期
- ⑥ 検証事業の実施計画ならびにスケジュール
 - ア. 検証内容の提案(「第2 1.(4)検証項目」を参照)
 - イ. ガバメントクラウドで稼働するシステム
 - ウ. ガバメントクラウドで稼働する業務システム全体の構成図 (システム構成概要及びネットワーク構成概要)
 - エ. ガバメントクラウド構成 (希望する CSP、クラウドサービス詳細 (サービス名、数量、容量等)、クラウド利用料(米ドル)概算)
 - ※ 時期によって異なる場合、利用開始希望月~令和6年3月までの想定を月 単位に記載すること
 - ※ クラウド利用料(米ドル)は、各CSPが提供している試算ツールを用いて 試算すること。試算ツールの利用方法については各CSPが公開している マニュアル等を参照のこと
 - オ. Replatform 以上のパターンでガバメントクラウドへ移行した検証環境とする ことの記載(「第2 2. 応募要件(3)」を参照)
 - ※ Replatform とは、具体的には「運用監視/セキュリティ、RDB をマネージドサービス化 (仮想サーバ (AWS の場合の EC2 が該当)を立てない)」及び「共有ストレージ (ファイルサーバ)をオブジェクトストレージ化 (AWS の場合の S3 が該当)」を想定している
 - カ. 連携するシステム名並びに共同提案の際のベンダ名
 - キ. 体制図
- (3) 提出期限

令和5年6月15日(木)17時

(4) 提出先

応募資料(応募に必要な資料及びその他補足資料)は、「第6 公募要項に関する問合 せ先・応募資料提出先」に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。なお、提 出を行った場合は電話にて提出した旨を連絡すること。

2. ベンダの採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき選定し採択する。また、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。(「第3 1.(2) 応募に必要な資料」の⑤⑥)

- ①公募内容に対する適切性・効果
 - 応募内容が本事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。
- ②事業の実現性
 - ア. 本事業の確実な実施が見込める内容となっているか。
 - イ. 本事業におけるクラウド構成、作業内容及びスケジュールが適切に検討されて おり合理的な内容となっているか。
- ③遂行能力

- ア. 本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。
- イ. 複数ベンダによる共同応募とする場合、本事業を実施するための連携・協力体制が協力できているか。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼 し、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整のうえ、提案内容について修正 等を行うことがある。

(4) 採択

デジタル庁は、ベンダを選定し採択したときは、応募者である採択ベンダに対して速 やかにその旨通知する。

採択された事業計画については、契約時までに、必要に応じてデジタル庁と採択ベンダとの間で調整の上、修正等を行うことがある。なお、提案時に提出された検証事業計画書に変更がある場合、「第3 2.(2)選定のポイント」に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。

3. 契約

(1) 契約の締結

デジタル庁が提示する「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約」に採択ベンダが同意することにより、デジタル庁と採択ベンダとの間で「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託」の契約を締結する。

なお、本公募への応募により、応募ベンダはクラウドサービス等の利用申請をおこなったものとし、採択及びガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約締結により、デジタル庁は利用申請の承認をおこなったものとする。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

4. 委託費

本事業における検証内容は、原則として本事業の有無に関わらず、応募ベンダ、地方自治体、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPにとって必要なものであり、本事業に参加することで想定外に発生する費用は無いものという認識に基づき、委託費は発生しない。本事業において係るガバメントクラウド利用料について、国が負担することとする。その他の費用は応募者の負担となることに留意すること。

第4 報告及び評価

事業の終了後、採択ベンダはデジタル庁に対して成果報告書を提出すること。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- 各検証項目の内容及び検証結果
- ・直面した課題とその対応策・解決方法

なお、成果報告書は公開する場合がある。成果報告書の提出期限は別途連絡する。

第5 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。但し、諸

事情により変更することがある。

・令和5年6月15日 : 応募資料提出締切・令和5年7月上旬 : 採択ベンダ決定

· 令和 5 年 8 月 : 令和 5 年度本事業開始

· 令和6年3月 : 成果報告書提出、令和5年度本事業終了

第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム

電話:03-6891-1270

Email: git-local_package@digital.go.jp 担当:羽田、松田、大荷、秋重、関貫、郷